[事案 25-16] 転換契約無効請求

・平成25年7月31日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換に際し、募集人の説明が不十分であったとして、契約転換の無効および転換前 契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年7月に加入した終身保険と同時に加入した3大疾病保障定期保険を、平成24年1月に定期保険特約付終身保険に契約転換した。以下の理由により、転換後契約を取り消して、転換前契約に戻してほしい。

- (1)契約転換に際し、募集人に対しては、医療保障や介護保障を充実させたいとのニーズを 伝えるとともに、以前から、保険料払込期間を変更するつもりがない旨を伝えていたの に、払込期間が56歳から70歳に変更されていた。
- (2) 募集人からは、保険料払込期間が変更されることは説明されておらず、払込期間の変更を知らずに契約してしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、医療保障や介護保障を充実させたいとの申立人のニーズを踏まえ、数回面談して、複数の転換プランを提案し、保険料払込期間が変更になることを含め保障内容について、提案書にもとづき説明を行なっている。また、意向確認書により、申立人のニーズに合致していることも確認している。
- (2) 申立人は、募集人の説明により、保険料払込期間を含め本契約の内容を十分理解したうえで本契約を締結している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤(民法95条)により本契約の無効を求めるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、保険料払込期間変更のニーズがないことを伝えており、募集人はそれを理解していたと主張するが、募集人はそのような申出は受けていないと主張し、双方の言い分は異なっており、他にそれを証する証拠もなく、申立人の主張を認めることはできない。
- (2) 仮に、申立人が、保険料払込期間が変更されたことに気がつかずに契約したとすれば錯誤があったことになるが、それが要素の錯誤であったとしても、本契約転換に使用されたことを申立人も認めている提案書によると、保険料払込期間が変更されたことは容易に理解できる。また、申立人は、保険料払込期間について確認せずに契約転換を行って

いることなどから、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。よって、民法95条ただし書きにより、申立人の錯誤無効の主張は認められない。